

青が生第1724号
令和6年2月20日

集団検診機関の長 殿

青森県健康福祉部長
(公印省略)

市町村におけるがん検診の精度管理水準の向上等の取組について（通知）

本県のがん対策の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、がん対策基本法第13条において、「国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の事業評価の実施等のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずること」とされています。また、第三期青森県がん対策推進計画では、全体目標として科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実を掲げ、がん検診の受診率向上及び精度管理向上について、県、市町村及び検診機関等の具体的な取組の方向性を示しているところです。

この度、県では、青森県生活習慣病検診管理指導協議会における評価・検討結果を踏まえ、市町村等が取り組むべき事項を取りまとめましたので、国の指針の遵守状況及び精度管理指標（市町村・集団検診機関のチェックリスト実施率及びプロセス指標）と併せて通知します。

貴施設におかれましては、本通知を踏まえ、がん検診の精度管理水準の向上等に、より一層取り組むようお願いします。

記

添付資料

- ① 別紙1：がん検診に関する市町村等が取り組むべき事項
- ② 参考資料1：市町村別評価結果一覧表

※別紙2～10及び参考資料2～5は、後日県庁ホームページに掲載します。掲載後、その旨お知らせします。

担当：健康福祉部がん・生活習慣病対策課
がん対策推進グループ 技師 種市
電話：017-734-9216 FAX：017-734-8045